

ホームレス巡回相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホームレス(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)第2条に規定するホームレスをいう。以下同じ。)に対し、巡回相談を行うことにより、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、これらの者の自立を支援することを目的とする。

(実施機関)

第2条 巡回相談は、非営利活動を行う団体その他市長が適当と認める者(以下「実施機関」という。)にその事業の実施を委託することができる。

(事業内容等)

第3条 巡回相談事業の内容は、ホームレスの起居する場所を巡回し、これらの者と面接を行い、日常生活に関する相談等を行うとともに、その相談結果に応じ、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 就労が可能な者に対し、公共職業安定所等の利用を勧めること。
- (2) 福祉的な援護が必要な者に対し、福祉事務所等と連携して必要な支援が受けられるようにすること。
- (3) 医療の必要があると思われる者に対し、福祉事務所等と連携して医療機関での受診を支援すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自立のために必要な指導、支援等を行うこと。

2 巡回相談事業の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 巡回相談は、市長が定める区域内を2人1組で行うものとする。
- (2) 巡回相談を行った者(以下「相談員」という。)は、ホームレスごとに相談記録を作成し、これらの者の生活状況等を把握するものとする。
- (3) ホームレスが福祉事務所等に行くに当たって、必要に応じてこれらの者に付き添い、及び事務手続等の補助を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第4条 相談員は、個人情報保護の重要性を認識し、巡回相談事業の実施に当たり知ることのできた他人の個人情報を漏らしてはならない。

(実施状況報告)

第5条 実施機関は、実施状況報告として、毎月10日までに前月分の相談記録を取りまとめたものを市長に提出しなければならない。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。